

《資料翻訳》

オランプ・ド・グージュ『女性の諸権利』全訳

—『女性と女性市民の権利宣言』をとりまくテキストとともに読む—

加 藤 一 輝

筆者は、津田塾大学で2022年度に担当した「フランス語Ⅱ講読」の授業で、オランプ・ド・グージュ『女性の諸権利』を訳読用の教材に使用した。この授業は第二外国語としてフランス語を選択している2年生を対象とし、初年次でひととおり文法を学習したのちに、いくらか長文のテキストでフランス語の読解力をつけるのが目的となっている。津田塾大学では2年生の第二外国語の授業として「フランス語Ⅱ演習」も並行して受講することとなっているため、「フランス語Ⅱ講読」のほうはもっぱら精読が中心である。

津田塾大学の学生が『女性の諸権利』を読む意義は大いにあろうかと思うが、テキスト自体は200年以上も前に書かれており、初修外国語を学んだばかりで読むにはあまりに難しい。ただ、2022年のバカロレアでオランプ・ド・グージュ『女性と女性市民の権利宣言』(前文と後文を含む)が課題図書となったため¹、フランスでは高校生むけの小論文手引として丁寧な解説と豊富な註を附した参考書が多く刊行された。授業では、そのうちのひとつ

Stanisław Eon du Val (dir.), *Olympe de Gouges - Déclaration des Droits de la femme et de la citoyenne (1791)*, Édition Lelivrescolaire.fr, 2022.

を教材とした。ただし筆者自身は、現在フランス国立図書館でオンライン閲覧できる刊行当時の版を参照し、以下の翻訳も

Olympe de Gouges, *Les droits de la femme*, 1791 (disponibles sur Gallica).

を底本としている。また、オランプ・ド・グージュの作品を英語圏に紹介す

¹ 近年、バカロレアの課題図書に女性作家が少ないことが指摘され、2016年には高校教師による署名活動も起こった。Cf. Marine Roussillon et Olivier Ritz, « Femmes et littérature : une question politique » dans *Carnets Rouges* n°11 (octobre 2017), Réseau école du Parti communiste français, p. 43-47.

べく多数の英訳を公開している

<https://olympedegouges.eu/>

を、訳すにあたって参考とした。

筆者はオランプ・ド・グージュについて専門に研究しているわけではなく、また法学や法制史にも明るくないため、いささか心もとないが、テキストについて簡単に紹介する。

フランス革命の勃発後まもなく1789年に起草されたフランス人権宣言は、自然権としての人権を謳いあげ、世界史に刻まれている。正式な表題は「人間と市民の権利宣言 *Déclaration des droits de l'homme et du citoyen*」である。ところが、フランス語の「*homme*」は「人間」と同時に「男」も意味する単語である。さらに、フランス語には男性名詞と女性名詞があるため「*citoyen*」は「男性市民」とも解釈できる。こうしたことから、また革命が進展しても女性の権利は蔑ろにされたままである現実を告発すべく、1791年にフランス人権宣言のパロディとして「女性と女性市民の権利宣言 *Déclaration des droits de la femme et de la citoyenne*」をパンフレ（政治的小冊子）で世に問うたのが、オランプ・ド・グージュ（1748-1793）である²。パンフレの表題は『女性の諸権利 *Les droits de la femme*』となっており、王妃マリ＝アントワネットへの嘆願という形で書かれている。

条文の数はフランス人権宣言と同じく17条で、それぞれ元の条文に対応している。あるものは男性を女性に替え、あるものは数語を加え、あるものは条文全体を大幅に書き換えて、フランス人権宣言の隠された独善性を明らかにしている。全体として、フランス人権宣言が公権力からの自由を重視しているのに対し、オランプ・ド・グージュは公権力への自由すなわち女性の政治参加を志向していることも伺える。

オランプ・ド・グージュは政治的には穏健派だったが、それがかえって仇となり、恐怖政治の吹き荒れる1793年、反革命の咎で処刑された。女性は処刑台にも演壇にも上る権利を持つと語った第10条が、恐るべき運命の予言となったのだ。また、断頭台で刑死した女性としては、パンフレの宛先と

² オランプ・ド・グージュは当初から女性の権利を擁護する意志があったのではなく、黒人奴隷制を主題とした戯曲『ザモールとミモザ』を書いてコメディ・フランセーズで上演しようとしたところ反発を招いて「よい劇作品を作るには鬚に鬚が必要なのだ」と言われ、女性蔑視に憤慨したのが契機となっている、との指摘がある。押田千明「オランプ・ドゥ・グージュと「黒人奴隷制度」—『ザモールとミルザ』から「女性および女性市民の権利宣言」に至る思想の変遷」、『女性空間』第28号、日仏女性資料センター、2011を参照のこと。

なっていたマリ＝アントワネットに続いて2人目である。

日本では法学者の辻村みよ子氏が長年に亘ってオランプ・ド・グージュの研究・紹介を行っており³、近年では17条の宣言文を目にする機会も増えたが、前文・後文を含めたパンフレ全体の邦訳が見あたらなかったため、ここに拙訳する。筆者としては、「女性と女性市民の権利宣言」そのものの意義もさることながら、それを刊行しようと奔走するオランプ・ド・グージュの苦心や、その間にも刻々と変化する政治情勢を克明に記した周辺テキストも、ぜひ併せて読んでいただきたい。

筆者の知るかぎり、最も全訳に近いものとしては

- ・『法律時報』48巻1号（日本評論社、1976）掲載の辻村氏による論考にはほぼ全訳が収録されているが、後文のうち「男女の社会契約についての書式」以降が省かれている。
- ・『シモーヌ』VOL.3（現代書館、2020）に、分担訳で、永田千奈訳「王妃への手紙」「女性の諸権利」、辻村みよ子訳「女性および女性市民の権利宣言 前文」「女権宣言」、相川千尋訳「女性および女性市民の権利宣言 後文」「男女間の社会契約の形式について」が掲載されているが、末尾の「追伸」が省かれている。

があり、いずれも参考にさせていただいた。また、筆者にとって最初の担当講義であった2022年度の授業実践から多くの示唆を得られ、受講生の方々に感謝している。

本文中に*で挿入されている註は原著にあるもの、脚註は訳者の附したものである。（解題ここまで）

女性の諸権利

王妃へ

奥さま⁴、

国王に対する言葉づかいに不慣れなため、この特別な作品を貴女に捧げる

³ とくに以下2冊の著作は、きわめて有用であり、本稿でも参考にさせていただいた。

・オリヴィエ・ブラン、辻村みよ子監訳『オランプ・ドゥ・グージュ フランス革命と女性の権利宣言』信山社、2010。

・辻村みよ子『人権の歴史と理論「普遍性」の史的起源と課題』信山社、2021。

⁴ 王妃に対しては「陛下」とすべきところ、一般女性に対する呼びかけを使っている。

にあたって、わたしは宮廷人たちのような阿諛追従を用いなくつもりです。奥さま、わたしの目的は、貴女に率直にお話しすることなのです。こうして意見を表明するために、わたしは自由の時代を待ちはしませんでした⁵。盲目的な専制がそうした気高い大胆さを罰していた時代にも、わたしは同じだけの力強さで自らを表現していました。

王国じゅうが貴女を非難し、国難の責任を貴女に押しつけていたとき、わたしだけが、激動と波乱の時代にあって、貴女の側に立つ強さを持っていました。偉大な方々の懷で育った皇女⁶が、ことごとく卑しい悪徳を持っているとは、とうてい思えなかったのです。

そう、奥さま、貴女に剣が向けられるのを見たとき⁷、わたしは剣とその犠牲者との間に目を向けていました。しかし今日、金に操られた暴徒どもが嚴重な監視下に置かれ、法を恐れて鎮まったのを見て、奥さま、わたしは貴女に、当時は言わなかったことを言います。

もし外国軍がフランスに攻めこむなら⁸、もはや貴女はわたしにとって、無実の罪を着せられた王妃、心を寄せるべき王妃ではなく、フランス人の不倶戴天の敵となるでしょう。ああ！ 奥さま、どうか自分が母であり妻であるのを忘れないでください、貴女の力の全てを使って王子たちを帰還させてください⁹。貴女の力が賢明に使われれば、父の王冠を強固にさせ、息子に受け継がせ、貴女もフランス人に再び愛されます。そうした堂々たる交渉こそ王妃の真の務めです。策略、陰謀、血なまぐさい計画、もし貴女がそのような意図を持っていると疑われたら、貴女は早々に破滅するでしょう。

奥さま、どうかもっと崇高な務めが貴女を特徴づけ、貴女の野心を燃やし、貴女の視線を釘づけにしますように。女性の権利向上に注力し、実現を加速させるのは、偶然にも高い地位に昇ったひとりの女性に他なりません¹⁰。もし貴女がさほど教育を受けていなかったら、奥さま、貴女は女性の利益より

⁵ 前文に人権宣言を含む1791年憲法の制定(1791年9月3日)よりも前に書いていたということ。

⁶ マリ=アントワネットは神聖ローマ皇帝フランツ1世とオーストリア女大公マリア・テレジアの娘。

⁷ これは比喩表現で、マリ=アントワネットはまだ処刑されていないが、1791年はヴァレンス逃亡事件により国王と王妃への反感が高まっていた時期である。

⁸ マリ=アントワネットの兄である神聖ローマ皇帝レオポルト2世がフランスの王権を復活させるべく侵攻の準備をしていた。

⁹ 国外に亡命していた王侯貴族、とくにドイツのコブレンツなどで反革命勢力を集めていたプロヴアンス伯(のちのルイ18世)やコンデ公のことを言っている。

¹⁰ 「偶然にも」という記述から、オランプ・ド・グージュは王権神授説を採っていないと分かる。

も個人的な利益をとるのでないかと思います。貴女は名誉がお好きです。考えてください、奥さま、最も大きな犯罪も最も大きな美徳と同じく永久不滅です。しかし年代記の中での評価は雲泥の差です！ 一方は常に模範とされ、他方は永遠に人類の憎悪的となります。

しきたりをよくしたり、女性に可能な強さを与えたりするために尽力したからといって、非難されるはずがありません。この偉業は、新たな体制の下で、残念ながら一日では成りません。この革命は、すべての女性が自分の嘆かわしい境遇や社会の中で失なわれた権利を認識したときに、ようやく始動するのです。奥さま、この素晴らしい大義を支えてください、不幸な性を助けてください、そうすれば王国の半分はたちまち貴女の味方となり、もう半分のほうも、少なくとも3分の1は貴女につくでしょう。

これこそ、奥さま、このような偉業によってこそ、自らの名声を高め、自身の力を使わねばなりません。わたしを信じてください、奥さま、民衆への愛、いつまでも人々を惹きつける寛大さによって輝かないのであれば、わたしたちの人生は、とりわけひとりの王妃としての人生は、とてもつまらないものです。

もし本当にフランス人たちが祖国に対してあらゆる力で武装蜂起しているとしたら、どうしてなのか？ くだらない特権と実現不可能な計画のためです。信じてください、奥さま、わたしの予感では、君主派は自滅し、あらゆる暴君を廃して、民心が一致団結して祖国を守るでしょう。

奥さま、これがわたしの信条です。わたしの国について貴女に話していると、この献辞の目的を見失ってしまいます。このように、善良な市民は誰でも、自国の名誉や利益のみを求めるときには、自身の名誉や利益を犠牲にするのです。

深い敬意をこめて、
奥さまへ、

慎ましく従順なしもべ¹¹
ド・グージュ

¹¹ これは当時の定型表現であり、臣下という意味ではない。

女性の諸権利

男よ、あなたは正しくいられますか？ 君にこう訊くのはひとりの女だ。少なくとも君は、質問する権利まで彼女から奪いはしまい。教えてくださいませんか？ わたしの性を抑圧してよいとする支配権は、誰によってあなたに与えられたのですか？ あなたの腕力ですか？ 才能ですか？ 創造主の叡智を観察し、あなたが肩を並べたがっているらしい自然の偉大さを見渡したうえで、なお可能であれば、そうした横暴な支配の例をわたしに挙げてみてください*。

*バリからペルーまで、日本からローマまで、
最も愚かな動物、それは、わたしの考えでは、男である¹²。

動物にまで遡り、構成要素を調べ、植物を研究し、あらゆる組織の変化に目を向けよ。そして、わたしが方法を示したら、証拠を受けいれよ。できるものなら、自然の仕組みを探しまわり、調べあげて、性差を見つけてみよ。あなたは両性がいたところで混ざりあっているのに気づくだろう、両性は調和した全体となって不朽の傑作を作りあげている。

人間だけが、例外から原則を急ごしらえたのだ。滑稽で盲目で頭でっかちで墮落した男は、この啓蒙と知恵の世紀にあって、はなはだ無知蒙昧なことに、十全な知的能力を持つ性に対して、頭ごなしに命令したがる。女性も革命を享受したいし、平等な権利を求めたい、それ以上は何も言うまい。

女性と女性市民の権利宣言

国民議会の最後の会議、あるいは次の立法議会の会議において、宣言される¹³

前文

母たち、娘たち、姉妹たち、国民の女性代表者たちは、国民議会として構成されるよう要求する。女性の権利に対する無知、忘却、あるいは軽視が、民衆の不幸および政府の腐敗の唯一の原因であると考え、女性の譲渡不可能で不可侵の自然権を、厳粛な宣言において提示すると決意した、それは、この宣言が社会を構成する全員に絶えず示され、その権利と義務を構成員たちに絶えず想起させるためであり、女性の権力による行為と男性の権力による

¹² ボワロー『諷刺詩』第8巻「人間について」から。元の詩では«l'homme»は「男」ではなく「人間」の意。

¹³ 国民議会は憲法を制定して解散し、1791年10月から立法議会となる。

行為が、いかなる政治制度の目的ともいつでも比較可能となつて、より尊重されるためであり、女性市民の要求が、今後は簡潔かつ明白な原理に基づいて為され、つねに憲法と良俗の維持および万人の幸福を志向するためである。したがって、美しさにおいて優れ、また母として苦しむときは勇気においても優れている性が、最高存在の前で、その庇護のもと、以下に挙げる女性および女性市民の権利を認め、宣言する。

第1条

女性は自由な存在として生まれ、権利において男性と平等であり続ける。社会的な区別は、公共の利益に基づくのでなければ、設けられない。

第2条

あらゆる政治結社の目的は、女性および男性の、時効よって消滅しえない自然権の保全である。その権利とは、自由、所有、安全、そしてとりわけ抑圧に対する抵抗である。

第3条

あらゆる主権の淵源は、本質的に国民に存するのであり、国民とは女性と男性の結合に他ならない。いかなる団体、いかなる個人も、明らかに国民に由来するのでない権限を行使することはできない。

第4条

自由と正義とは、他人に属するすべてのものを返還することである。したがって、女性の自然権の行使は、男性が女性に対して恒常的に加える横暴のみが、限界となっている。そうした限界は、自然と理性の法によって修正されねばならない。

第5条

自然と理性の法は、社会に害を為す一切の行為を禁止する。この賢明かつ崇高な法によって禁止されていないものは何事も妨げられず、また何人も法の命じていない行為を強いられない。

第6条

法は一般意志の表明でなければならない。すべての女性市民と男性市民は、

個人として、あるいは代表者によって、その形成に参加しなければならない。法は、誰に対しても同じでなければならない。すべての女性市民と男性市民は、法の前に平等であるから、能力に応じて、徳性と特性の他には差別を受けずに、あらゆる顕職、要職、公職に等しく就くことができる。

第7条

いかなる女性も例外なく、法に定められた場合において、訴追され、逮捕され、拘禁される。女性は、男性と同様、厳正な法に従う。

第8条

法は、厳密かつ明白に必要な刑罰しか定めてはならない、そして何人も、犯罪よりも前に制定され公布されており、女性に対して法定どおり適用される法によらなければ、処罰されない。

第9条

いかなる女性が有罪を宣告されようと、法によって厳正な措置が行なわれる。

第10条

何人も、たとえ根本的な主張であっても、自分の意見によって不安にさせられてはならない。女性は処刑台に上る権利を持つ。同様に、その意思表示が法によって定められた公の秩序を乱さない限り、女性は演壇に上る権利を持たねばならない。

第11条

思想や主張の自由な伝達は、女性の最も重要な権利のひとつである、というのは、この自由が父子間の嫡出関係を保証するからだ。したがって、すべての女性市民は、野蛮な偏見によって真実を偽るよう強いられることなく、自由に「わたしが貴方の子の母親である」と言うことができるが、法によって定められている場合には、その自由の濫用について責任を負う。

第12条

女性および女性市民の権利の保障は、重大な利益を前提とする。この保障は、万人の利益のために定められねばならないのであって、保障に与る女性たち

のみの利益のためではない。

第13条

公的な武力の維持および行政の支出のための、女性と男性の税負担は、平等である。女性は、あらゆる賦役、あらゆる重労働に参加する。つまり女性は、地位、職業、責務、顕職、稼業に、同等に参加しなければならない。

第14条

女性市民と男性市民は、自ら、または代表者によって、租税の必要性を確認する権利を持つ。女性市民は、財産だけでなく、公の行政においても同等の分担を認められるかぎりにおいて、租税に同意し、その金額、基礎、徴収、期間を決定できる。

第15条

女性全体は、男性全体と一体となって租税を負担し、すべての官吏に対して、その行政について報告を求める権利を持つ。

第16条

権利の保障が確保されず、権利の分立が定められていない社会は、いずれも憲法を持たない。国民を構成する個々人の大半が憲法の作成に係わっていないのであれば、憲法は無効である。

第17条

財産は、結婚しているか否かによらず、どの性にも属する。財産は、どの性にとっても、不可侵かつ崇高な権利である。何人も、法に則って確認された公的な必要性から明白に要請され、また正当かつ事前の補償を受けているという条件のもとでなければ、自然からの真正な相続としての財産を奪われない。

後文

女よ、目を覚ませ。理性の警鐘が、全世界に響いている。貴女の権利を認識せよ。自然の強大な力は、もう偏見や狂信、迷信、虚構に取り巻かれていない。真実の松明が、愚昧と篡奪の暗雲をすべて消し去った。隷属状態の男は力を増したが、鎖を断ち切るには貴女の力を必要としたのだ。自由になっ

たら、男は女に不義理を働くようになった。ああ、女たち！ 女たちよ、いつになったら盲目であるのをやめるのか？ 革命からどんな御利益を得られたのか？ より露骨な軽蔑、より顕著な侮辱。腐敗した何世紀もの間、貴女たちは男の弱さの上のみ君臨しただけだった。貴女たちの影響力はなくなった。それで、残されたのは？ 男が不当であるという確信だ。賢明なる自然法に基づく、貴女たちの財産権の主張だ。これほど素晴らしい計画のために、何を恐れる必要がある？ カナの婚宴で立法者の言った警句か¹⁴？ 長いこと政治の諸分野につきまとっていた、しかしもはや時季外れの道徳を矯正しているフランスの立法者たちが、なお貴女たちにこう繰り返すのを恐れているのか。「女たちよ、あなたたちとわたしたちの間にどういった共通のことがあるのか？」「全部だ」と答えねばならない。彼らが、弱さゆえに、この唐突な答えは彼らの原則と相容れないと頑なに信じるのであれば、根拠のない優越性の主張に、理性の力で勇ましく対抗せよ、哲学の旗のもとに団結せよ、持ち前の活力を全開にせよ、程なくして貴女たちは、誇り高く卑屈でない崇拜者たちが、貴女たちの足元にひれ伏し、最高存在の宝を喜んで貴女たちと共有するのを見るだろう。いかなる障壁を立てられようとも、貴女たちの力で乗り越えられる。そう望むだけでよいのだ。ここで、貴女たちが社会の中で置かれた慄然とする光景に目を向けよう。そして、いま国民教育が問題となっているので、賢明なる立法者たちが女性の教育についてしっかりと考えるかどうか注視しよう。

女たちは善よりも悪を多く為した。束縛と猫かぶりが女の領分であった。腕力によって奪われたものを、悪知恵によって取り戻した。女は自分の魅力を最大限に利用し、最も非の打ちどころのない男でさえ女の魅力には抗えなかった。毒薬も剣も、すべて女たちに従った。武勇も犯罪も意のままだった。何よりフランス政府こそ、何世紀にも亘って、女たちの夜の政治に支配されていた。女は口が軽く、房中¹⁵に何の秘密もなかった。大使館、軍司令部、内閣、議長、教皇庁、枢機卿*、つまり男の愚かさを特徴づけるものすべてが、聖も俗も女という性の強欲と野心に服従していたのであり、かつて女は軽蔑されるべきだが尊敬されていた、そして革命以降は尊敬されるべきだが軽蔑されている。

¹⁴ ここでは立法者とはイエスのこと。「ヨハネによる福音書」第2章によれば、イエスはカナの婚宴で水を葡萄酒に変えるという奇跡を行なった。その場面でイエスは母に「女よ、あなたにとってわたしは何であるか」と述べており、オランプ・ド・グージュは(次の文でフランスの立法者たちの台詞として言い換えているように)これを「あなたはわたしと何の係わりがあるのか」と解釈して、男の女に対する冷淡さの表われとしている。

¹⁵ この「小部屋 cabinet」は官房とも閨房ともとれる。

*ベルニス氏はボンパドゥール夫人に飼い慣らされていた。

こうして対照しながら、どれほど多くの指摘をしなければならないことか！ そのため使える時間は僅かだが、この一瞬は遙か後世のひとたちの注意を惹くだろう。旧体制の下では、すべてが悪、すべてが罪だった。しかし悪習についても、物事の本質的な改善を垣間見ることはできないのだろうか？ 女は器量よく愛嬌があればよかった。ふたつの利点を持っていれば、数多の財産が足元に集まったのだ。利点を生かさないとしたら、その女は変わった性格か、あるいは一般的でない哲学を持っていて、富を軽んじていたのだろう。だから、そうした女は頭が悪いのだとしか思われなかった。最も恥知らずな女は、金で自分を尊敬させた。女の売買は、上流階級に認められた一種の産業であり、今後は有効性を持たないだろう。いまだにそうした取引があるとしたら、革命は失敗であり、われわれは新たな形の関係であろうと永遠に腐敗しているのだろう。しかし、アフリカの海岸にいる奴隷のように、男に買われる女には、他に財産を手に入れる術などないと、理性は認めずにいられるか？ 女と奴隷が大違いであるのは、誰にでも分かる。奴隷が主人に命令するのだ。しかし、もし主人が、何の補償も与えず、何の魅力もなくなった年齢で奴隷に自由を与えたら、この不幸な女はどうなるか？ 侮蔑され、なぶりものにされるだけだ。慈悲の心さえ門戸を閉ざす。曰く、貧乏で年寄りらしいが、どうして財を築けなかったのか？ 他にも、さらに痛ましい例が、理性に訴えかけてくる。うぶな女が、好いた男に誘われ、両親を捨てて男についてゆく。薄情な男は数年後には女を捨てるのだ、男とともに歳を重ねただけ男の心変わりは残酷である。もし女に子どもがいても、男は女を見捨てるだろう。もし男が金持ちなら、高貴な犠牲者たる妻子に財産分与をせずに済ませられると考えるだろう。もし何らかの約束により義務を課されていても、あらゆる法を恃みに、効力を失なわせようとするだろう。もし男が結婚していたら、他の約束はすべて正当性を失なうのだ。では、悪習を根絶やしにするには、どういった法を作らねばならないか？ 男女の財産分与について、そして公職についての法だ。裕福な家に生まれた女が、平等に分配されれば多くの財産を得られることは、理解しやすい。しかし、貧しい家に生まれながら、才能と美德に優れた女、そのひとの分け前は？ 貧困と恥辱である。音楽か絵画に秀でていないかぎり、どれほど能力があっても、女は公職には就けない。ここでは概要のみの提示としたい、近日中にわたしの政治的著作の註つき全集を新たに公刊し、そこで深く掘り下げるつもりだ。

習俗の話に戻ろう。結婚は、信頼と愛の墓場だ。結婚した女は、姦通による子を夫のものとし、私生児のものでない財産を与えても、罰を受けない。結婚していない女には僅かな権利しかない。古い非人道的な法は、未婚女性の子どもに対し、父親の姓と財産についての権利を認めておらず、この件に関して新たな法が作られることもなかった。わたしたちの性に然るべき確固たる地位を与えようとするなど、わたしはおかしなことを言っている、不可能な試みだ、と現時点で思われるなら、わたしはこの問題に取り組むという栄誉を未来の男たちに譲る。しかし、待っている間にも、国民教育、道徳の回復、夫婦の契約によって、下地を整えておける。

男女の社会契約についての書式

われわれ 名前 と 名前 は、自らの意思に基づき、互いの人生の続くかぎり、そして互いに惹かれあっているかぎり、下記の条件において結婚する。われわれは、われわれの財産を共有のものと考え、共有したいと思う、ただし、われわれの子どもや、われわれが特別に心を寄せた者との間に生まれるかもしれない子どものために、財産を分与する権利を留保する、そして、われわれの財産はどのベッドから来た子であろうと¹⁶われわれの子どもに直接的に帰属していること、また、子どもは皆その子を認知した父と母の姓を名乗る権利を等しく持っていることを互いに認め、自分の子を認知しなければ罰するという法を遵守することを互いに課す。離婚する場合は、財産を分けあい、子どもには法で定められた取り分を残しておくことも、互いに義務づける。また、結婚を完遂する場合は、死亡した者は財産の半分を子どもに譲る。子どもがおらずに一方が死亡したら、残されたほうは、故人が共有財産の半分を自ら定める者に遺贈すると決めていないのであれば、権利を相続する。

わたしの提案する結婚証書の形式は、おおよそこのようなものである。この奇妙な文書を読んで、偽善者や上品ぶった女、聖職者¹⁷、ありとあらゆる地獄のような一団が反発してくるのが、わたしには見える。しかしこの私案は、賢明な方々が自己改善能力¹⁸を持つ素晴らしい政府を結実させるために、どれほど多くの道徳的手段をもたらずだろう！ 具体的な証拠を少しばかり

¹⁶ 「どちらの子であったとしても」の意。

¹⁷ 結婚はカトリック七秘跡のひとつであり、契約にはそぐわないと考えられる。

¹⁸ この「自己を完全なものへと近づける能力 *perfectibilité*」という概念は、18世紀フランス思想を考える上で重要である。Cf. Florence Lotterie, *Progrès et perfectibilité : un dilemme des Lumières françaises (1755-1814)*, Oxford, 2006.

挙げてみよう。子どものいない金持ちの道楽者は、家族を増やすために貧しい隣人のところへ行くのがよいと考える。貧しい女が自分の子どもを金持ちの男の家族にするのを認める法が作られれば、社会のつながりはより強固となり、道徳はより浄化されるだろう。この法はおそらく共同体の財産を守るだろうし、人間原理の汚辱と墮落と衰退である施療院、長らく自然から嘆かれてきた場所に多くの犠牲者を送りこんでいる無秩序を、抑えられるだろう。だから、健全な思想を否定する者たちは、根源的な道徳に反発するのをやめるか、参照元の原典に没頭してほしい*。

*アブラハムは、妻の奴隷であるハガルとの間に、いたって正當な子をもうけた¹⁹。

愛した男の偽りの約束に騙される未亡人や未婚女性を救う法も欲しい。つまり、その法によって、移り気な男に約束を守らせるか、財産に応じた違約金を支払わせたい。さらに、その法は女に対しても厳格であってほしい、少なくとも、自分自身が不品行によって法を犯したにもかかわらず、その法に頼ろうとする厚顔無恥な女に対して、証拠があるならば厳正に処してほしい。並行して、1788年に『人間の根源的幸福』で提唱したとおり、娼婦には赤線区域を指定すべきである。道徳の墮落に最も寄与しているのは、娼婦ではなく社交界の女だ。社交界の女の品行を正せば、娼婦も健全になる。この友愛の連鎖は、はじめは混乱をもたらすが、結果的には完全な調和へと至る。

わたしは女の精神を高める揺るぎない方法をひとつ示す。男のあらゆる活動に参加させるのだ。そんなことは不可能だと男が言いほるならば、気分任せず、法の知恵によって、女に財産を分け与えてみよ。偏見は消え、道徳は浄化され、自然はあらゆる権利を取り戻す。これに聖職者の結婚を加えれば²⁰、王権は固められ、フランス政府は滅びようがない²¹。

有色人種のための政令がフランス領の島々で引き起こしているとされる問題について、一言述べることがある²²。フランス領の島々では、自然は恐怖

¹⁹ 「創世記」第16章。アブラハムは妻サライとの間に子がおらず、妻の奴隷であるハガルとの間にイシュマエルをもうけた。ただし、のちにサライがイサクを産み、ハガルとイシュマエルは追放される。

²⁰ カトリックでは聖職者は妻帯不可。

²¹ この時点ではオランプ・ド・グージュに限らず多くの革命派も王位の廃止までは考えておらず、1791年憲法も立憲君主政となっている。

²² ここでの「有色人種」は、主に植民地で生まれた混血児を指す。1791年5月15日の政令で、自由人の両親のもとに生まれた混血児に市民権が与えられた。さらに同年9月28日の政令で、誰であれフランスに入国した者は肌の色にかかわらず市民権を持つとされた。ただし植民地での奴隷制が廃止されたわけではない。

に震える。そこではまだ理性と人道が頑迷な者たちに届いていない。そこでは何より、分断と不和が住民をぐらつかせている²³。この煽動的な混乱の元凶となった人物を推測するのは難しくない。他ならぬ国民議会の中枢にいるのだ。アメリカを炎上させるに違いない火を、ヨーロッパで熾している。入植者は、自分たちが父や兄弟である人間に対して、専制君主として君臨できるつもりでいる。そして、自然権を無視し、僅かな血統の差異に自然権の源泉を求める。非人道的な入植者たちは言う。「彼らにもわれわれの血は入っているが、われわれの欲望や盲目的な功名心を満たすために、必要とあらば彼らに血のすべてを流させよう」最も自然に近い場所で、父親が息子を認知しないのだ。血の叫びを聞かず、父子の情をすべて押し殺す。それに抵抗したらどうなるのか？ 暴力によって抵抗を抑えなければいっそう酷くなり、鉄鎖につないだままにすればあらゆる不幸がアメリカへと進出する。神の手が、男の特権、自由を、あちこちに広めているかのようだ。法だけが、この自由なるものが放恣へと墮したときに、自由を抑圧する権利を持っている。しかし、法は万人にとって等しくなければならず、法こそが慎重かつ正当な命令によって国民議会を抑えねばならない。法がフランス国家に対しても働きかけますように、そして日々恐ろしさを増す旧来の悪習に敏感だったように、新たな悪習にも注意を払いますように！ わたしは、やはり行政権と立法権を和解させるべきと考えている²⁴、というのも、一方がすべてであり他方は無であるように見えるからだ。そのせいで、残念ながら、フランス王国が失なわれかねない。このふたつの権力は、男と女のように*、団結し、しかし同じだけの強さと徳を持つのでなければ、よい家を築けないと思う。

*ミユルヴィル氏の『魔法の夜食』でニノンが、ルイ16世の愛人は誰かと訊いた。それは国民だ、この愛人が力を持ちすぎると政府を誤らせる、というのが答えだった²⁵。

ともかく、いかなる個人も自分の運命から逃れられないのは確かだ。わたしが今日まさに経験している。

この作品では笑いを誘う単語を一言も書かないと決めていたが、運命はそ

²³ 1791年8月22日のハイチ(仏領サン=ドマング)での黒人奴隷蜂起のこと。

²⁴ ここでは国王と国民議会を和解させるということ。三権分立は1791年憲法で明記された。

²⁵ ピエール=ニコラ・アンドレ=ミユルヴィル『魔法の夜食あるいはふたつの世紀』(1790)は、ルイ14世時代の人物たちが魔法で甦り、当時(17世紀)と現代(18世紀)を比較するという趣旨の劇。ニノン・ド・ランクロは17世紀の女性作家。

うならなかった。いきさつはこうだ。

節約は禁止事項ではない、とくにこの悲惨な時代には。わたしは田舎に住んでいる。今朝8時、わたしはオートゥイユを出発し、パリからヴェルサイユへと向かう道、よく有名な青空酒場が立って安価を売りに通行人を呼びこんでいる道を進んだ。朝から悪い星の下にいたのだろう。市門に着いても、まともな辻馬車ひとつ見あたらない。わたしは官吏たちのいる不遜な建物の段差で休む。9時の鐘で、ふたたび歩きはじめる。乗合馬車が目の前に現われたので、それに乗りこみ、別々の時計ふたつで確認したところボン＝ロワイヤルに着いたのが9時15分。そこで辻馬車を拾い、朝一で着けるクリスティヌ通りの印刷屋に急ぐ。ゲラを直しているとき、ページがきっちり埋まっていないと、いつも書き足りないことが見つかる²⁶。わたしは20分ちかくいたが、歩き疲れたのと、活字拾いや印刷にもくたびれたので、昼食をとりに行くタンブル地区で風呂に入ろうと思う。浴場の時計によると11時の15分前に到着した。つまり運転手には1時間半の借りがある。とはいえ、口論にならないよう、わたしは48スー支払おうと言う。例によって運転手はもっと要求してくる。大声を上げる。わたしは断固として対価より多くは支払わない、公正な人間は気前よくするのは構わないが騙されるのは嫌なのだ²⁷。法を盾にして脅かすと、そんなものは怖くない、2時間分の料金を払えと言ってくる。わたしたちは判事のところへ行く、わたしは優しいから名前は伏せるが、その判事が横柄な態度をとってきたのは公式に非難されるべき行ないである。判事は、自身の正しさを訴える女が、どれほど善意と公平を重んじた女性作家であるか、知らないに違いない。わたしの言い分も聞かずに、冷たく、運転手の要求額を支払うよう命令するのだ。判事よりも法に詳しいわたしは言う。「拒否します、あなたの職務の原則に背くことのないよう気をつけてください」するとこの男、いや、もっと言うとも怒髪衝天の狂人は、かっとなって、すぐに支払わないならフォルス監獄送りか、彼の事務所丸一日留置すると脅してくる。わたしは職権濫用だと非難し、県の裁判所か市役所に連れていってくれと頼む。口ぶりと同じくらい埃まみれで不愉快な外套に身を包んだ厳めしい官吏が、冗談めかしてわたしに言う。「この問題は間違いなく国民議会にまで届くのでしょうか?」「充分あり得るでしょ

²⁶ これは革命情勢が日々目まぐるしく変わっていたからでもある。追伸を参照のこと。

²⁷ 当時の辻馬車の公定運賃(昼間)は、最初の1時間が30スー、そこから1時間ごとに25スーとなっていた。したがって1時間半ならば43スー程度であり、48スーは相場よりも高めの提示。

Cf. *Histoire et dictionnaire de la Révolution française*, Paris, Robert Laffont, 1987.

う」とわたしは答える。わたしは現代のブリドワゾン²⁸の意見に半ば怒り半ば笑いながら「こういう種類の人物が良識あるひとたちを裁かないといけないのですね!」と言って帰る。こんなことばかりだ。こうした出来事は、善良な国民にも邪悪な国民にも等しく起こる。自治区²⁹や裁判所の混乱について、ひとりならず嘆いている。正義が果たされない。法が無視され、いつのまにか警察が生まれている。もはや信頼できる運転手は見つからない。気まぐれに車体番号を変えるので、わたしも含め多くのひとが辻馬車で重大な損害を被っている。旧体制の時代には、たとえぼったくりに遭ったとしても、運転手の点呼を行ない、車体番号を正確に調べれば、被害を追跡できた。つまり安全だったのだ³⁰。判事は何をしているのか？ 新体制の警察官や捜査官は何を？ 愚行と独占だけだ。国民議会は、社会秩序にかかわるこの部門に最大限の注意を払わねばならない。

追伸：この文章は数日前に書かれた。印刷で遅延が重なり、後世に名を残すであろうタレーラン氏が国民教育の原理に関する著作を発表したとき³¹、この文章は印刷に入っていた。この弁士の意見に出会えていたらよかったのに³²！しかし、国王が憲法を受諾し、国民議会、わたしは今では国民議회를崇拜している、モーリー司祭すら例外ではない、そしてラファイエットは神だ³³、その国民議会が全会一致で大赦を宣言したという報せを聞いて³⁴、わたしは印刷を止め、心からの純粋な歓喜を爆発させずにはおれなかった。神の摂理よ、どうかこの皆の喜びを偽りの幻想としないでください！ すべての亡命者たちをひとまとめにして、わたしたちのもとへ送り返してください。わたしもまた、懐の深い国民とともに、亡命者たちの道へと駆けつけられますように。その晴れがましい日には、わたしたちは皆、神の力に敬意を表するでしょう。

²⁸ ボーマルシェ『フィガロの結婚』に登場する愚かな判事。

²⁹ フランス革命期に大都市内に設けられた行政区分。

³⁰ 1791年1月に規制緩和があって、このような混乱を招いたため、1792年4月、パリ市は辻馬車を登録制にし、車内外に番号を掲示するよう義務づけた。

³¹ 1791年9月10日、11日、19日にタレーランが憲法制定国民議会で行なった「国民議会で憲法委員会の名において行なわれた公教育についての報告」を印刷したもの。

³² ただタレーランは女子教育は家政のためと考えており、オランプ・ド・ゲージュのように社会参加を促すためではない。

³³ ジャン＝シフラン・モーリーは議員として聖職者と貴族を擁護していた。ラファイエットは軍人としてアメリカ独立戦争に参加したのち1789年の「人権宣言」を起草した。

³⁴ 1791年9月14日、革命派と反革命派に対する大赦が宣言された。これが国王による恩赦ではない最初の大赦となる。